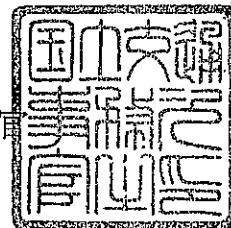


国総建第384号
平成19年3月23日

社団法人全国建設業協会
会長 前田 靖治 殿

国土交通事務次官



建設業界における事業活動の適正化について

さる3月20日、大手建設業者が、名古屋市が発注する地下鉄に係る土木工事に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反する行為を行ったとして起訴されるなど、最近、公共事業をめぐる一連の不祥事が相次いで発生している。

法令遵守については、平成17年12月22日付で、日本建設業団体連合会、日本土木工業協会及び建築業協会の会長から会員社長宛に「公正な企業活動の推進について（独占禁止法の遵守）」の通知がなされるなど、建設業界として取り組みがなされてきたにもかかわらず、公共事業をめぐる不祥事が相次ぎ、建設業界及び公共事業に対する国民の信頼を著しく失墜するに至ったことは、誠に遺憾である。

建設業界においては、こうした事態により業界の体質そのものが問われている状況にあることを重く受け止め、今後二度とこのような事態が生じないよう、再発防止に向けて全力を挙げて取り組む必要がある。

貴団体においては、最近の公共事業をめぐる一連の不祥事が建設業界及び公共事業に対する国民の信頼を著しく失墜させたことを銘記し、談合の根絶と国民の信頼回復に向けて建設業界が一丸となり、法令遵守の徹底について、貴団体傘下事業者に対し強力に指導を行うことにより、すべての事業者の組織の末端に至るまで、不祥事の再発防止の徹底及び企業活動の一層の適正化に万全を期されたい。